

地域密着型サービス事業者の運営指導における 指摘事項等について

1. 令和 6 年度運営指導状況

地域密着型サービス事業所 7事業所

【基準規則】

宮古島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める規則
(平成 25 年 3 月 27 日規則第 12 号)

【参考】

- 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準
(平成 18 年 3 月 14 日 厚生省令第 34 号)、
- 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準
(平成 11 年 3 月 31 日 厚生省令第 38 号)

※運営指導時には、厚生労働省のホームページに掲載されている【運営指導マニュアル・確認項目一覧】を基に作成した独自の自己点検表の提出をお願いしています。運営指導の標準化・効率化のため、自己点検表には重要な事項を厳選して掲載していますが、掲載されていない基準や関係法令等についても、再度確認し遵守してください。

2. 令和6年度運営指導における主な指摘事項

(1) 地域密着型全サービス共通

■内容及び手続きの説明及び同意(規則第56条の19、規則第7条準用)

■運営規程(規則第56条の11、規則第116条)

■広告(規則第122条、第34条準用)

<指摘事項>

- 運営規程及び重要事項説明書、パンフレットに記載されている料金に差異がある箇所が見られた。
- 重要事項説明書に記載されている従事者の職種、員数及び職務内容について職員数が現行と違うことが確認された。

<<ポイント>>

- ◎運営規程や重要事項説明書等の内容を精査し、齟齬がないか確認しましょう。
法改正後は料金や人員の変更がある可能性が高いです。
- ◎運営規程の変更は、変更から10日以内に市へ変更届を提出してください。

■内容及び手続きの説明及び同意(規則第56条の19、規則第7条準用)

<指摘事項>

- 重要事項説明書に第三者評価の実施状況についての記載がなかった。

<<ポイント>>

◎地域密着型サービス事業所は、サービス提供の開始にあたって、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対して、提供するサービスの第三者評価の実施状況をサービスの選択に資すると認められる重要事項として説明することが義務づけられています。

第三者評価を受けること自体は義務ではありませんが、第三者評価を受けているか(実施しているか)否かについて、重要事項として説明する必要があります。評価を実施していない場合でも、「実施していない」ことを重要事項説明書等に記載してください。

また、ここでいう第三者評価とは「福祉サービス第三者評価」をいい、都道府県が認証した第三者機関が事業所におけるサービスの質について客観的・専門的立場から評価するものであり、運営推進会議での外部評価とは異なりますのでご注意ください。

■勤務体制の確保等(規則第103条、規則第56条の12準用)

<指摘事項>

- 認知症介護に直接関わる介護職員について、認知症介護基礎研修の受講が確認できなかった。

<<ポイント>>

- ◎令和6年4月1日より、全ての無資格(医療・福祉関係の資格)の介護職員に、認知症介護基礎研修の受講が義務付けられています。
管理者は各介護職員の資格が確認できる書類の写しを保管しておくようにしましょう。

■地域との連携(規則第103条、規則第122条、第56条の16準用)

<指摘事項>

- 運営推進会議の開催が不十分だった。

<<ポイント>>

- ◎運営推進会議は毎年定期的に行うことが必要です。地域密着型通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所はおおむね6ヶ月に1回以上、それ以外の事業所はおおむね2ヶ月に1回以上の開催が必要です。会議の日程は計画的に組むようにお願いします。
- ◎コロナウイルス感染拡大防止のための書面開催取り扱いは、令和5年5月末で終了しています。令和5年6月1日以降は通常通りの開催が必要となっておりますので、状況に応じ適切な感染対策を実施した上で開催するようお願いいたします。
- ◎会議の開催が確認できない場合、運営基準違反となり、指定更新ができない場合があります。

■秘密の保持(規則第56条の19、規則第103条、規則第192条)

<指摘事項>

- 利用者代理人欄に家族の署名があるが、利用者家族欄に家族の署名がなかった。

<<ポイント>>

- ◎利用者代理人はあくまで「利用者本人の代理」であり、家族の同意と見なすことはできないため、利用者家族欄にも家族の同意が必要です。

(2) 地域密着型通所介護

■従業員の員数(規則第56条の2)

<指摘事項>

- 営業日ごとに配置すべき看護職員が確認できなかった。

<<ポイント>>

◎利用定員が11名以上の場合、看護職員はサービス提供時間帯を通じて専従する必要はありませんが、提供日ごとに利用者の健康状態の確認など、看護職員として業務を行うサービス提供時間帯に専従の配置が必要です。

当該看護職員がサービス提供時間帯に不在になる時間帯がある場合は、事業所と密接かつ適切な連携を図ることのできる体制を確保してください。

(密接かつ適切な連携とは事業所へ駆けつけることができる体制や適切な指示ができる連絡体制を確保することとされています。)

病院等と連携し、看護職員を配置する場合も同様です。

例) サービス提供日:月～土、サービス提供時間:6時間

①看護職員がサービス提供時間6時間中1時間のみ事業所で勤務、残り5時間は密接かつ適切な連携がとれていれば事業所に不在でも認められる。

②看護職員が月水金に6時間ずつ勤務、火木土に配置なしは認められない。

※人員基準欠如減算となることがありますのでご注意ください。

【看護職員の配置基準】

指定地域密着型通所介護の単位ごとに、専ら当該指定通所介護の提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数

(宮古島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める規則 規則第56条の2第1項第2号)

【解釈通知】

看護職員については、提供時間帯を通じて専従する必要はないが、提供時間帯を通じて指定通所介護事業所と密接かつ適切な連携を図るものとする。

また、病院、診療所、訪問看護ステーションとの連携により、看護職員が指定通所介護事業所の営業日ごとに利用者の健康状態の確認を行い、病院、診療所、訪問看護ステーションと指定通所介護事業所が提供時間帯を通じて密接かつ適切な連携を図っている場合には、看護職員が確保されているものとする。なお、「密接かつ適切な連携」とは、指定通所介護事業所へ駆けつけることができる体制や適切な指示ができる連絡体制などを確保することである。

(指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について (H18.3.31老計発第0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331017号))

■指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針（規則第56条の8）

<指摘事項>

- 初回作成時のアセスメントは確認できたが、更新時のアセスメントがなく実施が不明瞭なケースが確認された。

《ポイント》

◎通所計画書の作成前に、必ず利用者の心身や生活の状況把握と分析のためにアセスメントを実施し、その記録としてアセスメントシートを作成します。通所介護計画書とアセスメントシートは必ずペアになり、片方だけということはありませんのでご注意ください。

3. 協力医療機関に関する届出書（別紙1）の提出について

対象:認知症対応型共同生活介護

令和6年度介護報酬改定において、指定認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市へ届け出ることとなりました。（規則第119条第3項）

当該届出書に各協力医療機関との協力内容が分かる書類（協定書の写し等）を添付し、市への提出をお願いいたします。

⇒令和7年度の提出〆切:令和8年3月31日(火) ※毎年3月末日